

陳 情 文 書 表

令和6年9月定例会

令和6年分陳情第7号

総務文教委員会

受理年月日	令和6年8月29日
件名	富山市ガラス美術館の観覧料見直しについての陳情
陳 情 人	
陳 情 要 旨	
[趣旨] 富山市ガラス美術館の観覧料を法令にのっとり適正に徴収することを求む。 [理由] 現在、富山市ガラス美術館（以下、ガラス美術館という。）は各種法令の下、富山市ガラス美術館条例など制定し法令に従い運営されている。法令の1つに博物館法が存在する。この法律は博物館の運営に関わる定めを持っている。博物館法第26条「公立博物館は、入館料その他博物館資料の利用に対する対価を徴収してはならない。ただし、博物館の維持運営のためにやむを得ない事情のある場合は、必要な対価を徴収することができる」と定められている。一般的に言われる観覧料であるが、基本的には徴収してはならない。ただし、維持運営のためにやむを得ない事情がある場合は、対価を徴収することができると定められ、一概に観覧料を徴収してはならないと定めたものではない。もちろん富山市はこの法令を遵守しガラス美術館を運営されていると思うが、富山市へ「やむを得ない事情」とは何か説明を求めても担当者の個人的憶測しか回答を得ることができなかったため、市議会議員からも当局へ「やむを得ない事情」を確認していただいたが、回答を得ることができなかったことから、現時点まで、観覧料を徴収する理由が存在しないにもかかわらず観覧者から金銭を徴収していたことは、とても問題だと考えられる。受け取り方としては、法を知りながら理由がないと知りながら観覧料を取っていた行為を、だまし取られたと感じる人も出るかもしれない。 以上のことから、ガラス美術館を法令にのっとり正しく運営していただきたい。また、「やむを得ない事情」については、市議会にて、市民の代表である市議会議員の判断に委ねるのが効率的だと考える。議会で適正だと判断された後も、富山市及び議員には説明責任が伴うことは理解していただけると考える。	